

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第92号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第136号）

平成18年度に犀川桜橋付近で行われた河床清掃工事の効果及び当該区間において実施した理由に関する文書

2 担当課（所） 土木部県央土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H19. 4. 10 公開請求 (4) H20. 3. 27 諮問
- (2) H19. 4. 24 不存在決定 (5) H22. 12. 22 答申
- (3) H19. 6. 15 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、工事の発注に際して行われる実施機関の稟議決裁には、当該工事の効果及び実施理由が必ず記載されているはずで、本件公開請求に係る公文書は存在しなければならないと主張する。</p> <p>一方、実施機関は、当該工事のような小規模な維持修繕工事については、実施箇所の決定過程を文書として保管することは行っておらず、また、当該工事の発注にあたって稟議決裁するのは設計書としての「小規模工事処理簿」のみであり、そこには工事の効果や実施理由は記載されていないと述べている。</p> <p>当審査会において、当該工事の小規模工事処理簿を見分したところ、堆積土砂除去工及び除草工の数量が記載されているのみであり、工事の効果や実施理由は記載されていなかった。</p> <p>したがって、実施機関が、本件公開請求に対して、公文書を作成してないとして不存在決定を行ったことは、特段不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第92号

答 申 書

平成22年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月10日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成18年度に犀川桜橋付近で行われた河床清掃工事の効果及び当該区間において実施した理由に関する文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月24日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

（平成18年度に犀川桜橋付近で行われた河川工事の）施工にあたっての諸条件の検討等については、口頭により行っているため公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年3月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成19年の正月前に犀川桜橋の上下流で中州の樹木伐採等が行われたが、このような伐採除去は、洪水期あるいは台風シーズンの前に実施すれば、中州の土砂も下流に流され堆積することがなくなるので、今回の実施時期は不適切である。また、当該区間の低水敷の中央付近は洗掘されており、流下能力が不足する区間ではない。

このようなことから、当該区間を優先して実施した理由及び当該区間において伐採除去を行うことによる効果を公開請求したものである。

(2) 工事の発注に当たっては、工実施の理由や効果等について検討が行われ、事務所内で稟議決裁しているはずであるので、公開請求に関する文書は必ず存在するはずである。

(3) 実施機関は、理由説明書で、稟議決裁しているのは設計書のみで、工事の効果や実施理由を記載していないとしているが、特定箇所の工事発注に関して、その工事の目的、効果、理由等を知らずに決裁できるとは考えられない。また、理由説明書で、当該工事の目的は「河川美化の目的ではなく、洪水時の流水阻害対策や河川環境保持の観点」から実施したとしている以上、当該区間に流水阻害があることなどが記載されているはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

当該工事は、梅雨前線による出水によって生じた土砂や流木等の流水阻害を除去し、災害を事前に防止するため、各土木事務所からの要望を取りまとめ、平成18年度9月補正予算に緊急県単河川防災事業費として計上したもののうち、県央土木総合事務所において工事を実施したものである。

異議申立人は、当該工事を「河床清掃工事」と記載しているが、単に河川美化の目的ではなく、洪水時の流水阻害対策及び河川環境保持の観点から、堆積土砂の除去及び樹木伐採を行ったものである。

当該予算の要求に際しては、各土木事務所において実施箇所を検討したものであるが、通常、当該工事のような小規模な維持修繕工事について、その過程を文書として保管することは行っていない。

また、小規模な維持修繕工事については、「土木部所管小規模工事取扱要領」（昭和54年3月22日付け監発第154号土木部長通知）により処理することとなっている。同要領第3条では、「設計書の特例」として、「小規模工事処理簿」によることを規定しており、稟議決裁はこれによって行うこととなるが、その様式に記載する工事概要では、通常、工事の数量を記載しており、当該箇所で工事を実施することの効果や理由は記載していない。

したがって、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務

が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成18年度に犀川桜橋付近で実施された河川工事に関して、工事の効果及び実施理由を記載した文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、工事の発注に際して行われる実施機関の稟議決裁には、当該工事の効果及び実施理由が必ず記載されているはずで、本件公開請求に係る公文書は存在しなければならないと主張する。

一方、実施機関は、当該工事のような小規模な維持修繕工事については、実施箇所の決定過程を文書として保管することは行っておらず、また、当該工事の発注にあたって稟議決裁するのは設計書としての「小規模工事処理簿」のみであり、そこには工事の効果や実施理由は記載されていないと述べている。当審査会において、当該工事の小規模工事処理簿を見分したところ、堆積土砂除去工及び除草工の数量が記載されているのみであり、工事の効果や実施理由は記載されていなかった。

したがって、実施機関が、本件公開請求に対して、公文書を作成してないとして不存在決定を行ったことは、特段不合理とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件公開請求に係る河川工事について、その実施時期や箇所選択が不適切であると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 3 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 3 6 号)
平成 20 年 5 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 5 月 26 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 9 月 24 日 (第 201 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 7 日 (第 202 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 11 日 (第 204 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 26 日 (第 205 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 12 月 16 日 (第 206 回審査会)	○事案の審議を行った。